



## 2024年11月1日施行 フリーランス新法について

令和6年10月7日

弁護士 中村 優介

E-mail : [nakamura\\_y@clo.gr.jp](mailto:nakamura_y@clo.gr.jp)

### 第1 はじめに

これまで、フリーランスは、原則として労働基準法の適用対象とならず、一定の場合には下請代金支払遅延防止法（以下、「下請法」といいます。）の適用もないため、不利な立場に置かれる状況にありました。そこで、令和6年11月1日、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下、「本法」といいます。）が施行されることとなりました。本稿では、下請法との比較をしながら、適用対象、これまで問題となってきた発注書の未受領や報酬の支払いに関する保護を中心に解説します。

### 第2 適用対象等

本法は、下請法と類似の規制が含まれていますが、以下にご説明する「特定業務委託事業者」が「特定受託事業者」に対し、「業務委託」をする場合に適用され、それぞれ下請法にいう「親事業者」「下請事業者」「製造委託等」より広い意味合いとなっています。

#### 1 業務委託（本法第2条第3項）

業務委託とは、事業者がその事業のために他の事業者には、①物品の製造（加工を含む。）、②情報成果物の作成、③役務の提供を委託する行為をいいます。

なお、①及び②について、委託事業者が自ら用いる物品の製造又は自ら用いる情報成果物の作成も含まれるところ、下請法のように、「事業者がその使用し又は消費する物品の製造を『業として行う』場合」（下請法第2条第1項）「事業者がその使用する情報成果物の作成を『業として行う』場合」（下請法第2条第3項）といった限定はありません。また、③についても、本法における「役務の提供」は、「他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。」と明示されたため、委託事業者が他者に提供する役務に限らず、委託事業者が自

ら用いる役務も含まれます<sup>1</sup>。なお、「修理委託」（下請法第2条第2項）は、本法の「役務の提供」に含まれます<sup>2</sup>。

本法では、「事業者間における委託行為」が対象であるため、消費者との間の取引や売買などの委託以外の取引は対象にはなりません。

## 2 特定受託事業者（本法第2条第1項）

特定受託事業者とは、①個人であって、従業員を使用しないもの、②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもののいずれかに該当するものをいいます。

「従業員を使用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ、継続して31日以上雇用が見込まれる労働者を雇用することをいいます。なお、事業に同居親族のみを使用している場合には、「従業員を使用」に該当しません<sup>3</sup>。

①は「フリーランス」の一般的なイメージと近いですが、②のいわゆる一人社長の場合も「特定受託事業者」に該当することには留意する必要があります。

下請法では、「親事業者」の資本金等の額や取引内容によって、「下請事業者」に該当するか否かが変わっていましたが、本法はそのような発注者側と受注者側との相関関係のある定義となっておりません。

## 3 業務委託事業者及び特定業務委託事業者（本法第2条第5項、第6項）

業務委託事業者とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいいます（同条第5項）。特定受託事業者に業務委託をしているといえるかは実質的に判断されるため<sup>4</sup>、特定受託事業者との業務委託契約の相手方であることだけをもって「業務委託をする事業者」に該当するとは限らないことには留意が必要です。また、個人事業者や一人社長も、「業務委託事業者」に該当し得ることにも留意が必要です。

特定業務委託事業者とは、業務委託事業者であり、①個人であって、従業員を使用するもの、②法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもののいずれかに該当するものをいいます（同条第6項）。

下請法とは異なり、資本金が1000万円以下の法人若しくは個人が発注者となる場合についても規制対象となります。

業務委託事業者及び特定業務委託事業者に課される義務、禁止行為は次表の

<sup>1</sup> 公正取引委員会・厚生労働省「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」（令和6年5月31日）（<https://www.mhlw.go.jp/content/001259281.pdf>）5頁。

<sup>2</sup> 厚生労働省「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律Q&A」6頁。

<sup>3</sup> 前掲注1）3頁。

<sup>4</sup> 前掲注1）6頁。

とおりになります。

		書面等による取引条件の明示等	期日における報酬支払等	募集情報の的確表示	ハラスメント対策に係わる体制整備	特定業務委託事業者の遵守事項	育児介護等と業務の両立に対する配慮	中途解約等の事前予告・理由開示
業務委託事業者		○	—	—	—	—	—	—
特定業務委託事業者	1か月未満の業務委託	○	○	○	○	—	—	—
	1か月以上の業務委託	○	○	○	○	○	—	—
	6か月以上の業務委託	○	○	○	○	○	○	○

### 第3 書面等による取引条件の明示等（本法第3条、本法規則第1条）

本法は、下請法が製造委託等にあたって一定事項を記載した発注書面を必要とすることと同様に、業務委託事業者が特定受託事業者に対して業務委託をする場合、書面により明示すべき事項が、本法第3条及び公正取引委員会規則第3号（以下、「本法規則」といいます。）に定められています。

明示すべき事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるもの（以下、「未定事項」といいます。）は明示を要しません。ただし、この場合、当該事項の内容が定められた後直ちに、明示しなければならないとされています。

下記事項が一定期間における業務委託について共通したものである事項（以下、「共通事項」といいます。）として、あらかじめ書面の交付又は電磁的方法により示したときは、共通事項を都度明示することは不要です（本法規則第3条）。そして、共通事項の明示については、当該共通事項の有効期間を併せて明

示する必要があります<sup>5</sup>。

- ① **業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号**その他の符号であって業務委託事業者及び特定受託事業者を識別できるもの
- ② **業務委託をした日**
- ③ 特定受託事業者の**給付（提供される役務）の内容**
- ④ 特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける**期日**（期間を定める場合には**その期間**）
- ⑤ 特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける**場所**<sup>6</sup>
- ⑥ 特定受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その**検査を完了する期日**
- ⑦ **報酬の額**<sup>7</sup>及び**支払期日**
- ⑧ 現金以外の方法で報酬を支払う場合の明示事項
- ⑨ （未定事項がある場合）未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定められる予定期日

#### 第4 報酬の支払期日等（本法第4条）

報酬の支払期日は、次のとおりの期間内に、具体的な日を特定できるよう定めなければなりません（「末日まで」「●日以内」といった定め方は認められません）。また、報酬の支払期日が定められなかったときには同条第2項及び第4項においてみなし規定が定められています。

##### 【原則】

検査をするかどうかを問わず、特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日を1日目として**60日以内**のできる限り短い期間内（同条第1項）

##### 【再委託の場合の例外】

元委託者から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務の全部又は一部について特定受託事業者に再委託した場合、元委託支払期日を1日目として**30日以内**のできる限り短い期間内（同条第3項）

#### 第5 特定業務委託事業者の遵守事項（本法第5条）

特定業務委託事業者かつ継続的委託の場合の遵守事項（禁止事項）は、本法

<sup>5</sup> 前掲注1)13頁。

<sup>6</sup> 前掲注1)9頁。委託内容に給付の受領場所等が明示されている場合や給付の受領場所等の特定が不可能な委託内容の場合、場所の明示は要しないとされています。また、情報成果物の作成委託においては、受領場所として、電子メールアドレス等の明示で足りるとされています。

<sup>7</sup> 前掲注1)9頁。報酬の具体的な金額を定めるための算定方法の明示でも認められています。ただし、この算定方法は、算定根拠となる事項が確定後に具体的な金額が自動的に確定するものである必要があります。

第5条に定められています。

- ① 受領拒否（同条第1項第1号）
- ② 報酬の減額（同項第2号）
- ③ 返品（同項第3号）
- ④ 買ったたき（同項第4号）
- ⑤ 購入・利用強制（同項第5号）
- ⑥ 不当な経済上の利益の提供要請（同条第2項第1号）
- ⑦ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（同項第2号）

下請法と異なり、有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（下請法第4条第2項第1号）及び割引困難な手形の交付の禁止（同項第2号）が設けられていません。

報復措置の禁止（同条第1項第7号）は、特定業務委託事業者のみならず、業務委託事業者を対象として、本法第6条第3項に規定されています。

## 第6 ハラスメント対策に係わる体制整備義務<sup>8</sup>（本法第14条）

本法では、第2条第2項において、特定受託業務従事者（特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者）という定義を設けています。

本法は、下請法と異なり、労働基準法の適用がない特定受託業務従事者の労働環境を保護する観点からの規制も設けられています。特定業務委託事業者に、次に掲げるハラスメントにより、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者の就業環境を害することのないよう、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じることが求められています（本法第14条第1項）。

- ① 業務委託におけるセクシュアルハラスメント（同項第1号）
- ② 業務委託における妊娠・出産等に関するハラスメント（同項第2号）
- ③ 業務委託におけるパワーハラスメント（同項第3号）

また、特定業務委託事業者は、特定受託業務従業者が第1項の相談を行ったこと等を理由として、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないとされています（本法第14条第2項）。

## 第7 本法と下請法の適用関係

本法と下請法のいずれにも違反する行為については、原則として本法が優先

---

<sup>8</sup> 詳細については、「特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針（令和6年厚生労働省令94号）」（<https://www.mhlw.go.jp/content/001259279.pdf>）21-59頁。

適用されます。そのため、本法第8条に基づく勧告の対象となった行為について、重ねて下請法第7条に基づく勧告がされることはありません<sup>9</sup>。

## 第8 終わりに

本法により、いわゆるフリーランスや一人社長の保護が図られることになりました。しかしながら、厚生労働省の説明資料でも「最低限の規律を設ける」と説明されており、今後も新たな規律が追加されることが予想されるため、今後の動向にも注目する必要があります。発注事業者側及び受注者側のいずれであっても、本法の適用があるのか、適用がある場合に何が義務とされるのかなど判断できないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

### 【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

[\(clo\\_mlstop@clo.gr.jp\)](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp)

<sup>9</sup> 公正取引委員会「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」（令和6年5月31日）

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/01\\_6\\_fl\\_jftcguidelines.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/01_6_fl_jftcguidelines.pdf) 1頁。